

令和6年10月04日

杉並区長 岸本 聡子 様

東京都中野区本町六丁目20番12号  
SODクリエイティブ株式会社  
代表取締役 野本 義晃

令和6年9月2日付「抗議書」に対して、本紙提出いたします。

#### <謝罪>

杉並区内における、弊社及び関連会社による『「性行為映像制作物」の撮影』にあたり、公園利用者や近隣にお住まいの方をはじめとした区民の皆様にご不安を与えてしまいましたことを、深くお詫び申し上げます。

また、作品の撮影にあたり「杉並区立公園条例」に基づく必要な手続を経ずに撮影を行ったこと、及び公道上で撮影したことに関しましては、杉並区関係各部署並びに関係者の皆様にご迷惑をおかけしましたこと、謝罪申し上げます。

杉並区内で撮影したシーン（映像）は、「性行為映像制作物」における所謂「ドラマパート（出演者の通行・会話等のシーン）」でございました。「性行為映像制作物」とは、法令上「性行為に係る人の姿態を撮影した映像並びにこれに関連する映像及び音声によって構成され、社会通念上一体の内容を有するものとして制作された電磁的記録」とされています。そのため「ドラマパートの映像」も作品に取り込まれることにより「性行為映像制作物」と定義されますが、「ドラマパート」の撮影においては、猥褻に該当する行為等は一切行っておりません。この点につきましては区民の皆様にご理解いただきたいと存じますが、小学校が隣接する公園における撮影ということでご不安を与えたことについては、深く反省しております。

#### <今後の考え方>

杉並区民の皆様の声に基づく杉並区長様からの本抗議文を受け、杉並区民の皆様及び区議会へ陳情を提出された方が、①杉並区民の皆様が不安なく安心した日常を過ごせること、②杉並区の品格・風評等を大切にされているであろうことに加え、保護者の方を中心に、③平穏な日常生活にそぐわない内容を題材にした作品の一部の撮影が杉並区内でなされたことへ大きなご不安をお持ちである点につき、十分に理解いたしました。

現在、杉並区公有地においては、日本各地の公道等と同じく「youtube等を含めた目的・

題材を問わない SNS 用コンテンツの撮影」、「映画・テレビ番組等の、例えば、演出上の犯罪行為の撮影や、平穏な日常生活を脅かす内容を題材とした作品の撮影」が行われているものと存じます。

杉並区民の皆様におかれましては、これらの撮影に関し杉並区公有地が利用される点に対しても、ご懸念とご不安をお持ちになられていると同時に、杉並区公有地においては、性行為映像制作物の撮影に加え、区民の皆様のご懸念とご不安につながる内容を題材とした作品に関する撮影を禁止するよう杉並区様に声を寄せられるものと拝察します。

弊社及関係会社一同、法令を遵守することはもちろん、区民の皆様にご不安を与えることのないようにすると共に、区民の皆様の声、区議会及び杉並区様のご意見を真摯に受け止め、今回のようなことを繰り返さないようにいたします。

保護者の方をはじめとした杉並区民の皆様にご不安を与えてしまいましたことを深く反省し、改めてお詫び申し上げます。

以上